

## 都市整備や土地利用事務の移譲～総合的なまちづくりの推進

### 【移譲の概要】

- 建築確認の事務は、特定行政庁、限定特定行政庁※となった5市に法定移譲
- 都市の計画的な市街化のための開発行為規制や、防災のための宅地造成の規制の事務は、6市に移譲
- 農地の転用の許可などの事務は、全市町に移譲
- 特定行政庁への移行に際しては、県から人的支援（市からの研修派遣の受入、県職員派遣）を実施

### 【市の主な声】

〔住民サービスの向上〕

- 移譲前は、建築確認申請は市（経由事務）に行うが、申請内容の訂正が必要な場合は、県の事務所へ出向く必要があった。現在は、**窓口が市に一本化**され、市で申請や訂正などの手続きが完結し、**申請者の利便性が向上**した。
- **県への進達が不要**なため、申請から建築確認など処分までの**期間が短縮**した。

〔総合的・一体的な行政の推進〕

- 移譲前は、開発許可申請があった際に、県の都市計画に合致する内容か、景観法の要件を満たす内容かなどについて、県の関係部署に問い合わせるの必要があり、関連する手続きなどの要否の確認に手間と時間を要していた。現在は、開発許可申請時に**市内部の関係課と情報共有**が図られることで、定められた地域地区などに応じた**適切な案件であるかの確認が可能**であることに併せて、景観法などの**他法令の許可・届出案件であるか否かについて意見することが可能**となっている。
- 土地利用に関連する事務を各担当部局が**連携**して行うことにより、**総合的な施策の展開、各種施策との整合性の確保、地域の実情に即した土地利用が可能**となっている。

〔その他〕

- 市においては、日常的に**現地の状況を確認**できるので、農地転用目的どおりに転用事業が実施されていることの**確認などが早期に可能**となった。

### 【独自の取組事例】

- 権限移譲を受け、市街化調整区域内における開発許可基準について、**市の実情を踏まえた条例を策定**した。従来の県の基準では、市街化調整区域内の開発計画地が接する道路の幅員が4mと狭く、往来に支障を来していたが、移譲により市独自に当該道路幅員の基準を設定することが可能となり、地域の実情に合わせて（より厳しい基準の）6mと広くすることで、**車輛及び歩行者の安全・円滑な往来を確保**した。

※特定行政庁とは

建築主事を置く地方公共団体（及びその長）を指し、建築確認や、違反建築物に対する是正命令などの建築行政全般を行う。（建築主事とは、国土交通省の建築基準適合判定資格者検定に合格し、長に任命された者）。

限定特定行政庁は、木造住宅などの小規模建築物の建築確認などの事務を行う。